

令和6年度 放課後等デイサービス 安全計画

・避難訓練は、避難及び消火訓練を毎月行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営基準）  
 ・消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。（消防法施行規則第三条第10項）  
 ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を消防機関に通報しなければならない。（消防法施行規則第三条第11項）

目標		児童の生命の保持と健やかな生活の基本を保障し、自ら安全な生活を作り出す力を養う。												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ねらい	園内外での安全な生活の仕方を知る	児童訓練	新しい生活	不審者	交通安全	夏の生活	不審者	交通安全	秋の生活	交通安全	不審者	冬の生活	交通安全	不審者
		指導内容	・児童自身が天使園の生活における安全や危険を認識できるよう指導する。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設ける。 ・事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるようにする。											
		適宜実施	・場面ごと（外出時等を含む）の複数での人数確認 ・保護者に安全計画の取り組みの説明・共有（契約時） ・人権擁護のためのセルフチェックリストにて関わり方に対する振り返り											
		毎月実施	・安全総点検にて施設内外の安全確認 ・ヒヤリハットの収集・分析の共有及び対策の講じる											
生活安全	園内外での安全な生活の仕方を知る	管理・点検	児童訓練	不審者	交通安全	夏の生活	不審者	交通安全	秋の生活	交通安全	不審者	冬の生活	交通安全	不審者
		指導内容	・児童自身が天使園の生活における安全や危険を認識できるよう指導する。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設ける。 ・事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるようにする。											
		適宜実施	・場面ごと（外出時等を含む）の複数での人数確認 ・保護者に安全計画の取り組みの説明・共有（契約時） ・人権擁護のためのセルフチェックリストにて関わり方に対する振り返り											
		毎月実施	・安全総点検にて施設内外の安全確認 ・ヒヤリハットの収集・分析の共有及び対策の講じる											
危機管理	支援者の対応力を身につける	職員の訓練	重大事故	アレルギー	水の事故と熱中症	感染症	異物混入	けいれん	重大事故	感染症	誤嚥	感染症	アレルギー	重大事故
		管理・点検	重大事故	アレルギー	水の事故と熱中症	感染症	異物混入	けいれん	重大事故	感染症	誤嚥	感染症	アレルギー	重大事故
		指導内容	・災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるようにする。											
		適宜実施	・場面ごと（外出時等を含む）の複数での人数確認 ・保護者に安全計画の取り組みの説明・共有（契約時） ・人権擁護のためのセルフチェックリストにて関わり方に対する振り返り											
非常災害	災害のことを知り命を守る行動をとる	児童（○）・職員（■）・合同訓練	火災	内水氾濫・火災	地震・火災	火災	風水害	地震・火災	火災	風水害	地震・火災	火災	火災	地震・火災・津波
		指導内容	・災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるようにする。											
		管理・点検	火災	内水氾濫・火災	地震・火災	火災	風水害	地震・火災	火災	風水害	地震・火災	火災	火災	地震・火災・津波
		適宜実施	・場面ごと（外出時等を含む）の複数での人数確認 ・保護者に安全計画の取り組みの説明・共有（契約時） ・人権擁護のためのセルフチェックリストにて関わり方に対する振り返り											